

返戻金制度

(短期退職時の手数料の返還)

- ① 入社辞退、自己都合又は就業規則違反等の採用決定者の責に帰すべき事由により、6ヵ月以内に退職又は解雇された場合、当社は申込者に対し次の基準で紹介手数料を返還するものとする。

但し、申込者における採用決定者の労働条件又は勤務実態が、人材サービス利用規約第2条3項により明示した労働条件と異なる場合又は各種労働関連法令に違反する場合で、それらを理由に採用決定者が退職した場合は、当社は申込者に紹介料を返還しない。

- ② 定める紹介手数料の返還は、採用決定者の退職日又は解雇日の30日以内に返還するものとする。

入社から退職・解雇 期間	返還額
入社後1ヵ月未満	紹介手数料の80%
入社後3ヵ月未満	紹介手数料の50%
入社後6ヵ月未満	紹介手数料の20%

※紹介手数料は商談によって決定